

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

第9回農業委員会総会議事録

令和6年3月27日

佐呂間町農業委員会

議事録署名委員	4	山口 浩之	委員
	6	千葉 義則	委員

第 9 回 農業委員会総会議事録

1. 開催年月日 令和 6 年 3 月 27 日 午後 1 時 30 分～午後 2 時 50 分

2. 開催場所 佐呂間町役場 2 階会議室

3. 議長の職氏名 佐呂間町農業委員会会長 大澤 好幸
4. 書記の職氏名 佐呂間町農業委員会事務局長 海辺 雅裕
佐呂間町農業委員会事務局次長 阿部 真
佐呂間町農業委員会農地係 藤田 真紗美

5. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	青野 英一郎		
2	十亀 正	10	山田 裕之
3	青野 誠	11	齊藤 浩明
4	山口 浩之	12	田中 裕二
6	千葉 義則	14	渡部 洋
7	荒田由紀野	15	和泉 茂樹
8	山越 透	16	大澤 好幸

6. 欠席委員

番号	氏名	番号	氏名
5	田村 通啓		
9	平川 智司		
13	橋本 聡		

7. 議事日程

議事録署名委員の指名

議 案第 1 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定
について
議 案第 2 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について
議 案第 3 号 令和 6 年度事業計画（案）について
報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について
報告事項第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の報告について
報告事項第 3 号 令和 5 年度農地法関係事務処理状況について
報告事項第 4 号 令和 6 年度予算について

事務局 長	只今から、第9回農業委員会を開催いたします。 出席委員は、16名中13名で、総会は成立しております。
議 長	議事録署名委員の指名を行います。 署名委員は、4番山口委員さん、6番千葉委員さんを指名いたします。 それでは、議事に入りたいと思います。
事務局	報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について このことについて、事務局の説明を求めます。
議 長	報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について 下記の者より、農地法第3条の3の規定による届出があったので受理し、受理通知書を交付したので報告します。 番号1 土地の所在が幌岩115番1外11筆、現況地目が畑で合計面積83,505㎡、届出者幌岩●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和5年4月26日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は無です。以上です。
各 委 員	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。
各 議 長	———異議なし———
事務局	報告事項第1号は原案どおり承認いたします。 報告事項第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について このことについて、事務局の説明を求めます。
議 長	報告事項第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について 下記の者より、農地法第18条第6項の規定による通知があったので、報告します。 番号1 土地の所在が大成395番4外4筆、現況地目が畑で合計面積54,764㎡、契約期間は平成26年1月30日から令和6年1月31日まで、合意解約の成立の日が令和5年12月1日、引き渡しの日が令和6年1月31日、通知者が賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。
各 委 員	番号2 土地の所在が西富61番1、現況地目が畑で面積39,047㎡、契約期間は平成26年2月27日から令和6年2月29日まで、合意解約の成立の日が令和5年12月11日、引き渡しの日が令和6年2月29日、通知者が賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。
各 議 長	番号3 土地の所在が西富190番1外3筆、現況地目が畑で合計面積92,212㎡、契約期間は平成26年2月27日から令和6年2月29日まで、合意解約の成立の日が令和5年12月8日、引き渡しの日が令和6年2月29日、通知者が賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。
事務局	番号4 土地の所在が西富239番1、現況地目が畑で面積47,271㎡、契約期間は平成26年2月27日から令和6年2月29日まで、合意解約の成立の日が令和5年12月5日、引き渡しの日が令和6年2月29日、通知者が賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。
議 長	番号5 土地の所在が西富60番1、現況地目が畑で面積44,547㎡、契約期間は平成26年2月27日から令和6年2月29日まで、合意解約の成立の日が令和5年12月7日、引き渡しの日が令和6年2月29日、通知者が賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。
各 委 員	番号6

土地の所在が富丘 227 番 2、現況地目が畑で面積 10,890 m²、契約期間は平成 26 年 1 月 30 日から令和 6 年 1 月 31 日まで、合意解約の成立の日が令和 5 年 12 月 18 日、引き渡しの日が令和 6 年 1 月 31 日、通知者が賃貸人●●●●さん、承継人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 7

土地の所在が大成 168 番 3 外 4 筆、現況地目が畑で合計面積 49,943 m²、契約期間は令和 3 年 8 月 31 日から令和 8 年 8 月 31 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和 5 年 12 月 1 日、通知者が賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 8

土地の所在が大成 14 番 1 外 10 筆、現況地目畑が 32,963.49 m²、採草放牧地が 6,785 m²、合計面積 39,748.49 m²、契約期間は大成 14 番 1 以外が平成 17 年 12 月 1 日から平成 27 年 11 月 30 日まで、大成 14 番 1 が平成 27 年 11 月 30 日から令和 7 年 11 月 30 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和 5 年 12 月 1 日、通知者が賃貸人●●●●さん、承継人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。

以上です。

議 長

事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。

何か質問等、ありませんでしょうか。質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。

各 委 員

———異議なし———

議 長

報告事項第 2 号は原案どおり承認いたします。

報告事項第 3 号 令和 5 年度農地法関係事務処理状況について

このことについて、事務局の説明を求めます。

事 務 局

報告事項第 3 号 令和 5 年度農地法関係事務処理状況について

令和 5 年度農地法関係事務処理状況について、別紙のとおり報告します。

令和 5 年 1 月から 12 月までに処理したものになります。

まず、農地法第 3 条(所有権移転関係)について。

売買が 1 件、面積は、採草放牧地が 42,199 m²。計 1 件で合計面積が 42,199 m²です。

次に、農地法第 3 条(賃貸借・使用貸借関係)について。

賃貸借が 1 件、面積は、畑が 20,658 m²。使用貸借が 3 件、面積は、畑が 392,609.67 m²。計 4 件で合計面積が 413,267.67 m²です。

続いて、農業業経営基盤強化促進法(所有権移転、賃借権設定関係)について

売買が 20 件、面積は、畑が 1,063,250.11 m²、採草放牧地が 74,680 m²、施設用地が 3,759 m²、合計面積が 1,141,689.11 m²です。

賃貸借は 80 件、面積は畑が 3,630,952.68 m²、採草放牧地が 215,689 m²、合計面積が 3,846,641.68 m²です。

計 100 件で、畑の面積が 4,694,202.79 m²、採草放牧地が 290,369 m²、合計面積が 4,988,330.79 m²です。

次に、農地法第 4・5 条(転用関係)について

法第 5 条、その他が 4 件、面積 7.86 m²。計、その他が 4 件、面積は合計で 7.86 m²です。

つづいて、現況証明関係。宅地が筆数 17 筆、面積は 9,454 m²、原野が 9 筆、46,848 m²、雑種地 25 筆、28,050 m²、その他が 7 筆、42,563 m²、合計 58 筆、面積が 126,915 m²です。

次に、農地移動適正化あっせん事業について。あっせん件数は 100 件、あっせん面積は、4,988,330.79 m²でした。

最後に、農業者年金関係について。高齢年金受給申請は旧年金が 3 名、新年金が 6 名で、計 9 名、特例付加年金受給申請は、5 名でした。

議 長	以上です。 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
青 野 委 員	何か質問等、ありませんでしょうか。
事 務 局	農地法 3 条で賃貸や売買をする場合、当事者同士が直接相談して、金額を決めるということで良かったですか。
議 各 委 員 長	はい。当事者同士で決めた内容で申請してもらい、それを農業委員会で審議するという形になります。
議 各 委 員 長	他に質問はありますか。質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。 ———異議なし———
事 務 局	報告事項第 3 号は原案どおり承認いたします。 報告事項第 4 号 令和 6 年度予算について このことについて、事務局の説明を求めます。 報告事項第 4 号 令和 6 年度予算について 令和 6 年度佐呂間町農業委員会予算を、下記のとおり定めたので報告します。 歳入 ○農林水産業手数料 31,000 円 諸証明手数料となります。 ○農林水産業費補助金 4,007,000 円 農業委員会活動促進事業費補助金となります。 ○雑入 632,000 円 農業者年金業務委託手数料となります。 歳入合計が 4,670,000 円。昨年と比較して、1,676,000 円の増となっています。 歳出 ○農業委員会費 19,909,000 円 報酬から負担金補助及び交付金の金額内訳は、記載の通りとなっています。 次の 2 ページには、詳細内訳を掲載しております。昨年と比較して、1,384,000 円の増となっています。
議 長	以上です。 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
大 澤 委 員 長	何か質問等、ありませんでしょうか。
事 務 局	歳入が増えているのはなぜですか。 農業委員会活動促進事業費補助金が増額となっているのですが、これは昨年度から農業委員の最適化活動の実績によって補助金が支給されることとなったことで増額となっているもので、実際には前年度から増額となっているのですが、昨年の当初予算時点では決まっていなかったため、予算については来年度から増額という形になっています。
議 各 委 員 長	他に質問はありますか。質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。 ———異議なし———
事 務 局	報告事項第 4 号は原案どおり承認いたします。 次に、議案の審議に入ります。 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について このことについて、事務局の説明を求めます。 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法の規定により、佐呂間町長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。 番号 1. 利用権の設定等を受ける者が、大成 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●さん。土地の所在が大成 395 番 4 外 4 筆、現況地目が畑で合計面積 54,764 m ² です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設

定期間は令和 6 年 3 月 28 日から 10 年間、賃貸料は年額 165,000 円、10 ㍻当たり 3,000 円で、前回は 3,000 円でした。あっせん会につきましては、令和 6 年 1 月 18 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと (1 ページ) です。申請地につきましては、大成 6 線道路沿いの土地となります。

番号 2.

利用権の設定等を受ける者が、西富 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が西富 ●●●●さん。土地の所在が西富 61 番 1、現況地目が畑で面積 39,047 ㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 3 月 28 日から 10 年間、賃貸料は年額 210,000 円、10 ㍻当たり 5,400 円で、前回は 5,900 円でした。あっせん会につきましては、令和 6 年 1 月 12 日から 3 回実施しております。

図面で説明いたしますと (2 ページ) 赤枠の土地です。申請地につきましては、佐呂間富丘間道路の北側、役場からおよそ 1.2km ほどの土地となります。

番号 3.

利用権の設定等を受ける者が、西富 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が西富 ●●●●さん。土地の所在が西富 190 番 1 外 3 筆、現況地目が畑で合計面積 92,212 ㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 3 月 28 日から 10 年間、賃貸料は年額 250,000 円、10 ㍻当たり 2,700 円で、前回は 3,000 円でした。あっせん会につきましては、令和 6 年 1 月 12 日から 5 回実施しております。

図面で説明いたしますと (2 ページ) 黄色枠の土地です。申請地につきましては、佐呂間富丘間道路の南側、役場からおよそ 1.5km ほどの土地となります。

番号 4.

利用権の設定等を受ける者が、西富 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が西富 ●●●●さん。土地の所在が西富 239 番 1、現況地目が畑で面積 47,271 ㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 3 月 28 日から 10 年間、賃貸料は年額 236,000 円、10 ㍻当たり 5,000 円で、前回は 5,600 円でした。あっせん会につきましては、令和 6 年 1 月 12 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと (3 ページ) です。申請地につきましては、西富 3 1 号 1 0 線道路沿い、●●●●宅からおよそ 300m ほどの土地となります。

番号 5.

利用権の設定等を受ける者が、西富 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が西富 ●●●●さん。土地の所在が西富 60 番 1、現況地目が畑で面積 44,547 ㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 3 月 28 日から 10 年間、賃貸料は年額 245,000 円、10 ㍻当たり 5,500 円で、前回は 6,500 円でした。あっせん会につきましては、令和 6 年 1 月 12 日から 2 回実施しております。

図面で説明いたしますと (2 ページ) 青枠の土地です。申請地につきましては、西富若里幹線道路沿い、●●●●宅周辺の土地となります。

番号 6.

利用権の設定等を受ける者が、富丘 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が富丘 ●●●●さん。土地の所在が富丘 227 番 2、現況地目が畑で面積 10,890 ㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 3 月 28 日から 10 年間、賃貸料は年額 46,000 円、10 ㍻当たり 4,200 円で、前回は 4,200 円でした。あっせん会につきましては、令和 6 年 1 月 30 日から 2 回実施しております。

図面で説明いたしますと (4 ページ) です。申請地につきましては、佐呂間富丘間道

路の南側、役場からおよそ 4.5km ほどの土地となります。

番号 7.

利用権の設定等を受ける者が、共立 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が大成 ●●●●さん。土地の所在が大成 168 番 3 外 4 筆、現況地目が畑で合計面積 49,943 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 3 月 28 日から 10 年間、賃貸料は年額 275,000 円、10 ㍻当たり 5,500 円で、前回も 5,500 円でした。あっせん会につきましては、令和 6 年 2 月 1 日から 2 回実施しております。

図面で説明いたしますと（5 ページ）です。申請地につきましては、国道 333 号線栄交差点付近の土地となります。

番号 8.

利用権の設定等を受ける者が、共立 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が大成 ●●●●さん。土地の所在が大成 14 番 1 外 8 筆、現況地目畑が 32,047.49 m²、採草放牧地が 6,785 m²、合計面積 38,832.49 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 3 月 28 日から 10 年間、賃貸料は年額 69,000 円、10 ㍻当たり 1,800 円で、前回は 4,900 円でした。あっせん会につきましては、令和 6 年 2 月 1 日から 3 回実施しております。

図面で説明いたしますと（6 ページと 7 ページ）赤枠の土地です。申請地につきましては、大成西 48 号道路沿いの土地と、大成 9 線道路沿い、●●●●宅付近の土地となります。

番号 9.

利用権の設定等を受ける者が、共立 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が大成 ●●●●さん。土地の所在が大成 1 番 B 外 4 筆、現況地目が畑で合計面積 50,583 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 3 月 28 日から 10 年間、賃貸料は年額 47,000 円、10 ㍻当たり 900 円で、新規のあっせんです。あっせん会につきましては、令和 6 年 2 月 1 日から 4 回実施しております。

図面で説明いたしますと（6 ページ）黄色枠の土地です。申請地につきましては、大成西 48 号道路突き当たり付近の土地となります。

番号 10.

利用権の設定等を受ける者が、大成 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が大成 ●●●●さん。土地の所在が大成 106 番 1 外 13 筆、現況地目畑が 36,435.34 m²、採草放牧地が 11,050 m²、合計面積 47,485.34 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 3 月 28 日から 10 年間、賃貸料は年額 222,000 円、10 ㍻当たり 4,700 円で、新規のあっせんです。あっせん会につきましては、令和 6 年 2 月 1 日から 4 回実施しております。

図面で説明いたしますと（7 ページ）黄色枠の土地です。申請地につきましては、大成 47 号道路沿い、●●●●宅付近の土地となります。

番号 11.

利用権の設定等を受ける者が、富富士 ●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が若里 ●●●●さん。土地の所在が若里 416 番 1 外 8 筆、現況地目が畑で合計面積 36,652 m²です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 1,832,600 円、10 ㍻当たりの単価は 50,000 円です。あっせん会につきましては、令和 5 年 12 月 1 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（8 ページ）です。申請地につきましては、若里西 1 線道路と若里 8 号道路の交差点付近の土地となります。

以上です。

議

長

事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
何か質問等、ありませんでしょうか。

大澤委員 青野委員	番号8と番号10は隣接地のようですが、金額が大きく違うのはどうしてですか。川を挟んで隣接する土地ですが、土地の状況が全く違います。番号8は条件の良い畑ですが、番号10は重粘土地で、畑作ができず牧草地となっていて、酪農家しか借り手がいない土地です。
議 長	ほかに質問はありますか。質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
各 委 員 各 議 長	———異議なし———
事 務 局	議案第1号は原案どおり決定いたします 議案第2号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について このことについて、事務局の説明を求めます。
議 長	議案第2号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について 令和6年度最適化活動の目標の設定等を、別紙のとおり定めたいので審議願います。別紙でお配りしています、別紙様式1、令和6年度最適化活動の目標の設定等をご覧ください。 令和4年2月2日付、農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」により、令和4年度から最適化活動の目標の設定を行っています。令和6年度最適化活動の目標について、主に昨年度との変更点を中心に説明いたします。 1ページ目は、農業委員会及び農地等の現状について記載しており、この部分は大きな変更はありません。 2ページ目は最適化活動の成果目標について、農地の集積、遊休農地の解消についての目標を掲載しています。集積率の目標の設定について、目標年度と目標値から逆算し、今年度の目標は92.1%と設定しました。 3ページ目ですが、昨年度から設定することになった最適化活動を行う日数目標については、今年度同様10日と設定しています。 以上、ご意見・ご質問等ありましたら、よろしく願います。 以上です。
議 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
各 委 員 各 議 長	———異議なし———
事 務 局	議案第2号は原案どおり決定いたします 議案第3号 令和6年度事業計画(案)について このことについて、事務局の説明を求めます。
議 長	議案第3号 令和6年度事業計画(案)について 令和6年度佐呂間町農業委員会事業計画を、下記のとおり定めたいので審議願います。
	1. 事業方針
	佐呂間町農業委員会は、農業者の利益を代表する公的機関として、関係機関との連携を図りながら、厳しい農業情勢に対応するため、農業基盤整備、農用地の集積、農業の担い手対策等の諸制度の充実強化を図るとともに、北海道農業会議の行う農政諸活動に積極的に参加し、佐呂間町農業の振興と農業者の地位の向上及び経営の安定に寄与する。
	また、農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）を推進し、地域における現場活動、農地中間管理機構との連携等、農業・農村が持続的に発展していくために、担い手が将来にわたり意欲と希望を持って安心して営農に取り組める施策の実現や、農業・農村の実情や特色を踏まえた経営の安定に資する施策の確立をめざします。
	2. 事業内容

1の諸会議の開催及び参加につきましては

1) 農業委員会総会の開催を毎月1回、年12回予定しています。

2) から6) につきましては、道内、管内、町内で行われる農業委員会関係団体等の各種会議に参加いたします。

2の研修会等の参加につきましては、1) から6) まで、農業委員、農業者年金業務などの各種研修会に積極的に参加するとともに、道内視察研修を予定しています。

3の農政・農地推進活動につきましては、7項目上げております。

1) 農政の基本確立と農業関係予算の確保につきましては、高齢化や人口減少が進む中、日本の農業・農政は、担い手の減少やそれに伴う耕作放棄地の増加等、様々な課題に直面しています。そのような中、意欲ある多様な農業者の育成・確保にむけて、スマート農業の推進、経営所得安定対策の継続、消費者ニーズにかなった生産体制への転換、6次産業化による活力ある農山漁村の再生、農産物の輸出拡大等を政策の基本として推進してまいります。

当委員会は、本町農業の現状と特殊性の分析をふまえ、農畜産物の需要動向に即応し、かつ農業生産の効率化、低コスト化を図り、農業基盤の確立を推進するため、自らの組織の活性化と体制を整備し取り組む必要があります。

また、「意欲と能力のある担い手の育成・確保」、「優良農地の確保と有効利用」の促進に向けた対策を一層強力に進めます。

今後これらの取扱いに留意しながら農業経営の体質強化とそのためのもので構造・経営対策を一層加速させ地域農業振興が図られるように農業委員会系統組織一体となり推進いたします。

2) 農業経営基盤強化対策の推進につきましては、農業経営基盤強化と農用地対策の推進にあたって、農地法・農業経営基盤強化促進法により、効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、農用地の確保・保全を図るとともに、農地の利用集積、有効利用対策に取り組めます。また、農地中間管理事業との連携を図るとともに、税制度の優遇措置等について国に強く要望いたします。

3) 農地基盤の整備促進につきましては、予算確保に努め、事業の促進を図ります。

4) 優良農地の確保・有効利用の推進と遊休農地の解消につきましては、農業委員会の中心的業務であることを再確認し、農地法等法令業務の厳正・適格な推進、遊休農地等の解消・遊休化の未然防止などの諸対策を強力に推進いたします。

5) 農業の担い手の育成確保につきましては、高齢化など担い手の弱体化や農地有効利用の後退等が心配されるなか、農業の担い手を積極的に育成し、中核農家への農用地の集積、各種施設の集約を推進するとともに、優れた農業の担い手の育成や新規就農者対策を関係機関と協力し推進いたします。

6) 地域農業の確立、推進につきましては、町内における適地適作を基本に、地域農業の振興のため施策を強化するとともに、農業者の意向を農業施策に反映させ、地域農業の充実を図ります。

7) 優良農村青年につきましては、オホーツク農業委員会連合会が行う表彰に、優れた農村青年の推薦を行います。

4の主な事業計画。

計画値は過去の実績をもとに本年度の計画としています。面積はヘクタール単位で説明いたします。

1) 農地法第3条権利移動・設定関係

売買1件2ha、贈与1件2ha、賃貸借2件4ha、使用貸借2件40ha

農業経営基盤強化促進法権利移動・設定関係

売買20件100ha、賃貸借80件400ha

農地法第4・5条転用関係

法第4条2件1ha、法第5条2件1ha

現況証明関係50筆15ha、農地移動斡旋100件500ha

議	<p>2) 農業者年金関係 老齢年金受給申請 10 件、特例付加年金受給申請 5 件 説明につきましては以上であります。よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。</p>
長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。</p>
各 委 員	<p>———異議なし———</p>
各 議 長	<p>議案第 2 号は原案どおり決定いたします その他</p>
各 委 員	<p>各委員さんの方から何かありませんか。 ———ありません———</p>
各 議 長	<p>なければ第 8 回農業委員会総会を終ります。</p>